

はじめに

誰もが自由に行動でき、安全で快適に過ごすことのできるユニバーサルデザインの考え方に沿った「やさしいまちづくり」を推進するため、高知県では平成9年に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、平成10年に条例に規定されている整備基準を具体的に解説した「高知県ひとにやさしいまちづくり条例 整備設計マニュアル」を作成しました。

その後、国においては、平成18年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律(ハートビル法、平成6年)」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法、平成12年)」を統合・拡充し、全ての人により安全・快適に外出できるよう新しい法律「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」)が施行されました。

このため、県では、バリアフリー新法との整合を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方にも沿った基準となるよう、平成22年4月に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(整備基準)」を一部改正し、平成22年10月1日から施行することとしており、これにあわせて、「施設整備設計マニュアル」を改訂しました。

改訂しました「施設整備設計マニュアル」は、整備基準を満たすための整備内容の解説に加えて、障害のある方や高齢の方、またその介護をされている方々からご意見をいただき、それぞれの障害によるバリアを明確にしたうえで、「施設整備設計において基本とする考え方」として詳しくまとめるとともに、安全で快適なまちづくりを、さらに進めるための「より望ましい施設整備例」をお示ししています。

この「施設整備設計マニュアル」を、事業者や設計者の方など多くの皆様にご活用いただき、障害のある人もない人も、すべての人にやさしいまちづくりが一層進んでいきますよう、ご協力をお願いします。

目次

はじめに	1
第1章 高知県ひとにやさしいまちづくり条例の概要	5
1-1 条例の理念	6
1-2 条例の目的	6
1-3 責務の概要	6
1-4 条例の構成	7
1-5 整備基準への適合フロー	8
1-6 対象施設の一覧	9
1-7 特定施設の届出等の流れ	10
第2章 整備基準	13
2-1 整備基準の指針	14
2-2 整備基準における基本とする考え方	15
2-3 マニュアルの見方	27
2-4 整備基準の解説	29
I. 建築物	29
1. 出入口	30
2. 廊下等	33
3. 階段	41
4. エレベーター	46
5. 便所	52
6. 駐車場	63
7. 敷地内の通路	66
8. 客室	70
9. 客席	72
10. 浴室	74
11. 更衣室及びシャワー室	77
12. カウンター及び記載台	81
13. 公衆電話台	82
14. 水飲み場	83
15. 案内板等	85
II. 公共交通機関の施設	89
1. 出入口	90
2. 改札口	90
3. 通路等	92
4. 階段	93
5. 昇降機	93
6. 乗降場	94
7. 便所	95
8. 駐車場	96
9. カウンター及び記載台	96
10. 公衆電話台	97
11. 券売機	97
12. 案内板等	98
III. 道路	99
1. 歩道	100
2. 横断歩道橋及び地下横断歩道	102

IV. 公園	103
1. 出入口	104
2. 園路	106
3. 便所	108
4. 駐車場	109
5. 案内板等	109
6. 附帯設備	110
V. 建築物以外の路外駐車場	111
1. 出入口	112
2. 駐車場	112
第3章 より望ましい施設整備に向けて	115
3-1 施設整備例	117
1. 建築物	117
2. 公共交通機関の施設	149
3. 道路	149
3-2 誘導用・注意喚起用床材	152
3-3 車いす使用者及びつえ使用者の基本寸法	156
3-4 高知県内施設の参考設備事例	162
第4章 高知県ひとにやさしいまちづくり条例・規則等	167
4-1 高知県ひとにやさしいまちづくり条例	168
1. 同条例	168
2. 同施行規則	172
3. 様式	188
4-2 障害者基本法	218
4-3 高齢社会対策基本法	224
4-4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	227
1. 同法律	227
2. 同施行令	231
3. 同施行規則	238
4. 省令	239
5. 告示	245